

クリプト資産取引の税務上の取扱い<sup>P1</sup>

Fintech 活動の税務上の取扱い<sup>P4</sup>

## クリプト資産取引の税務上の取扱い

2022 年 3 月 30 日、財務大臣 (MoF) は、クリプト資産 (暗号資産) 取引に関する付加価値税 (VAT) および所得税の取り扱いをまとめた PMK-68<sup>1</sup> を発布しました。

クリプト資産 (暗号資産、Crypto Asset/ CA) とは、暗号技術、ピアツーピア (P2P) ネットワーク、分散型台帳を利用し、新しいユニットの作成管理、取引の検証、他の当事者の関与がない取引の確保を行う、デジタル資産の形をした無形商品と定義されます。

CA 取引には、以下のような様々な関係者が存在します。

- CA 販売者 - CA を販売または取引する個人または法人
- CA 購入者 - CA を受け取り、代金を支払う (あるいは、CA を受け取り・支払うべきだった) 個人または法人
- CA 現物取引業者 - 商品先物取引規制当局の認可を受け、自ら CA 取引を行うか、CA 売り手または CA 購入者の取引を促進する者。この取引業者は、CA 取引のための電子チャネルを提供する電子商取引 VAT 徴収者 (Penyelenggara Perdagangan Melalui Sistem Elektronik/ "PPMSE") の形態とすることができる。
- CA マイナー - CA の取引を検証し、CA の形で手数料を得る個人または法人で、個人またはマイニングプールに所属する。

### VATの取扱い

以下のケースの納品時には、VAT が発生します。

- a. インドネシアの関税地域内での CA の形式での課税対象無形資産。この納品は、不換紙幣、CA と他の CA との交換、および/または CA と他の資産・商品・サービスとの交換を使用して行うことができる。
- b. PPMSE による CA 取引のための電子チャネルの提供の形態での課税対象サービス
- c. CA (採掘者) による CA 取引検証サービスおよび/またはマイニングプールの管理サービスの形態での課税対象サービス

<sup>1</sup> 財務大臣規則 No.68/PMK.03/2022 (PMK-68) 2022 年 3 月 30 日公布、2022 年 5 月 1 日発効

ルピア以外の通貨で行われた取引額は、VAT 徴収時に財務省レートを使用して換算する必要があります。CA を使用して行われた取引額は、CA 先物取引所の値、または一貫して適用されている PPMSE システムの値に基づいてルピアに変換されます。

#### CA 購入者と CA 販売者間の取引

VAT は、PPMSE が以下の最終 VAT 税率に基づいて徴収、納付、申告されます。

- a. PPMSE が CA 現物取引業者である場合、一般的な VAT 税率の 1%（実質 **0.11%**）に CA 取引額を乗じた額
- b. PPMSE が CA 現物取引業者でない場合、一般的な VAT 税率の 2%（実質 **0.22%**）に CA 取引額を乗じた額

取引方法	取引価格	VAT の徴収時期
不換紙幣の使用	CA 購入者が支払った金額 (VAT を含まない)	PPMSE が CA 購入者からの支払いを受領したとき
CA と他の CA との交換	取引当事者によって交換された各 CA の価値 (VAT を含まない)	CA が相手方の口座で交換されたとき
CA と他の資産・商品・サービスとの交換	相手方の口座に振り込まれた CA の金額	CA を相手方の口座に移動したとき

PPMSE は、統一税源泉徴収票と同等とみなされる文書の形式で VAT 収集票を作成する必要があります。この書類には以下の内容が含まれていなければなりません。

- ✓ PPMSE の名前と納税者番号
- ✓ 源泉徴収義務者の氏名および納税者番号（源泉徴収義務者が外国人である場合、納税者番号は必要ありません）
- ✓ 源泉徴収された所得に関連する固有の取引番号
- ✓ 税金の賦課基準
- ✓ VAT、所得税の税率、金額
- ✓ 統一納税源泉徴収票の現況

PPMSE が関税地域外に居住または所在する場合、現行の規定に基づいて VAT 徴収者として指定されることがあります。

CA 販売者が VAT 課税対象事業者(Pengusaha Kena Pajak/PKP)である場合：

- CA 販売者は、CA の納品時に VAT インボイスを発行する必要がある。
- PPMSE が作成する VAT 徴収票は、VAT インボイスと同等の文書とみなされる。
- CA 販売者は、PPMSE システムを通じて CA 納品の VAT 徴収を実施しない。
- CA 販売者は、PPMSE が徴収した VAT を、VAT 徴収者が徴収した VAT として VAT 申告書で申告する。
- CA 販売者は、CA 納品に関連するインプット VAT を控除することができない。

#### PPMSE による CA 取引用電子チャネルの提供という形での課税対象サービスの提供

PPMSE は、少なくとも、不換紙幣、CA と他の CA との交換、および/または電子財布サービス(すなわち、入金、出金、他の当事者の口座への CA の移動、および CA 保存メディアの提供・管理)を使って行われる CA 取引を促進しなければなりません。

これらのサービスに対する VAT は、PPMSE が徴収し、CA マイナーに送付するために PPMSE が受け取るものを含む、あらゆる形態の手数料または報酬に基づいて課さ

れます。通常の VAT 税率 11%が適用され、PPMSE はそのサービスに対して VAT インボイスを発行する必要があります。これらのサービスに対して発行されたコマーシャルインボイスは、VAT インボイスと同等の文書とみなされます。

#### CA マイナーによる CA 取引検証サービスおよび/またはマイニングプールの管理サービスの形態での課税対象サービスの提供

これらのサービスに対する VAT は、CA システムから受け取った CA (ブロック報酬) を含む CA マイナーによって受け取られた CA 価値の一般 VAT 率の 10% (すなわち実質 1.1%) の最終 VAT 率に基づいて CA マイナーによって徴収および支払われます。

CA マイナーは、VAT インボイスに購入者の名前と販売者の署名を省略できる小売業者 (Pedagang Eceran) 制度のもと、これらのサービスの提供について VAT インボイスを発行することができます。

#### **所得税の取り扱い**

CA 販売者、PPMSE、または CA マイナーが受領または獲得した所得は、すべて所得税の対象となります。

ルピア以外の通貨で不換紙幣を使用して行われた取引額は、購入者から支払いを受けた時 (不換紙幣を使用した取引の場合)、または収入があった時 (不換紙幣または CA 以外を使用した取引の場合) に、財務省のレートを使って換算されなければなりません。CA を利用して行われた取引額は、CA 先物取引所の値、または、一貫して使用されている PPMSE システムの値に基づいてルピアに換算されます。

#### CA 販売者の所得税

CA 販売者の CA 取引による所得には、第 22 条最終所得税として、取引額の 0.1% (VAT および奢侈品販売税は含まず) が課されます。PPMSE が CA 現物取引業者でない場合、第 22 条の最終所得税率は 0.2% です。この税金は、PPMSE または CA マイナーが、他の PPMSE が提供する電子チャネルを通じて自ら行動することによって受け取る、または獲得する CA 取引による所得にも適用されます。

第 22 条所得税は、購入者からの支払い、CA の交換、および/または PPMSE による他の所得の支払いの受領時に徴収されます。税金は PPMSE によって徴収、納付、申告されます。PPMSE は、第 22 条所得税の徴収伝票を統一税源泉徴収伝票と同等の書類として作成しなければなりません。これらの義務に従わない PPMSE は、現行の税法に基づき罰せられます。外国 PPMSE が VAT 徴収者として指定された場合、第 22 条所得税の徴収者としても指定されます。

PPMSE は、電子財布サービスだけを提供し、購入者と販売者を引き合わせ、および/または CA 取引を促進しない場合、徴収義務から免除されます。このタイプの PPMSE を介した CA 取引による CA 販売者の所得に対する第 22 条最終所得税は、CA 販売者により自己送金しなければなりません。

CA 販売者は、租税条約締結国に居住する外国人納税者であり、課税権がインドネシアにない場合、第 22 条所得税が免除されます。この免除を受けるためには、国内の PPMSE に居住証明書を提出する必要があります。

#### PPMSE による CA 取引のための電子チャネルの提供による所得税

PPMSE の所得の範囲には、CA 取引のための電子チャネルの提供、入金サービス、出金サービス、電子財布間の CA の転送、CA 保存媒体または電子財布の提供および/または管理、および CA に関連するその他のサービスからの所得が含まれます。これらの所得には、通常の所得税が課されます。

## CAマイナーがCAに関連して受領または獲得した所得に対する所得税

CAマイナーの所得の範囲には、ブロック報酬、取引検証料、CAシステムからのその他の所得、および/またはその他の所得の形態でCAシステムから得られる所得が含まれます。これらの所得には、第22条最終所得税0.1%が課され、CAマイナーによって自己送金されなければなりません。

## Fintech活動の税務上の取扱い

2022年3月30日、財務省はPMK-69<sup>2</sup>も発行し、ピアツーピア(P2P)融資における利息収入の所得税の取り扱いや、ファイナンシャル・テクノロジー(Fintech)活動のVATの取り扱いを規定しました。

Fintechとは、金融システムにおいて技術を利用し、金融・財政システムの安定性、決済システムの効率性、継続性、安全性、信頼性に寄与する製品、サービス、技術、新しいビジネスモデルを生み出す活動を指します。

### P2Pレンディングにおける利子所得に対する所得税の取扱い

P2Pレンディングの取引には、貸し手、借り手、そしてそれらをつなぐレンディングサービスプロバイダー(Penyelenggara Layanan Pinjam Meminjam/Fintechホスト)の3者が関与しています。P2P融資の枠組みでは、貸し手は通常、Fintechホストを通じて借り手から利息を受け取ります。Fintechホストが受け取る利子は、Fintechホストの収入にはなりません。従って、貸し手に支払われる利息は、Fintechホストにとって損金算入される費用とはなりません。

貸し手に渡った利息収入は、貸し手の年次所得税申告書で申告する必要があり、また第23条源泉税(国内貸し手の場合)または第26条源泉税(海外貸し手の場合)がそれぞれ15%、20%課されます。源泉税は、Fintechホスト(ホストが金融庁(Otoritas Jasa Keuangan/OJK)認可機関の場合)または借り手(ホストがOJK認可機関でない場合)によって源泉徴収されます。Fintechホストは、1ヶ月以内に受領する全ての利息収入について、1人の貸し手に対して1枚の源泉徴収票のみを作成することができます。

Fintechホストは、Fintech活動に関連して、貸し手または借り手から手数料、ウジュラー(ujrah)、またはその他の収入(借り手が支払う利息が貸し手に渡される利息より高い場合の利息スプレッドを含む)を受領または獲得することができます。この所得は、すべてFintechホストの年次所得税申告書に申告する必要があります。FintechホストがOJK認可機関である場合、Fintechホストのこの所得は貸し手または借し手による源泉徴収の対象とはなりません。ただし、ホスト側がOJK認可機関でない場合は、サービスフィーに対する通常の源泉徴収義務が発生します。

### Fintech活動に関するVATの取扱い

VATの対象となるFintechサービスの上位カテゴリは以下の通りです。

- a. 決済
- b. 投資決済
- c. 資本調達
- d. P2Pレンディング
- e. 投資管理

<sup>2</sup> 財務大臣規則 No.69/PMK.03/2022 (PMK-69) 2022年3月30日公布、2022年5月1日発効



- f. オンライン保険商品
- g. 市場サポート
- h. デジタルファイナンスサポート、その他金融サービス

これらの各カテゴリで提供される VAT 対象サービスには、通常の VAT 税率が適用されます。以下は、上記サービスの枠組みの中で発生し得る各構成要素に関する VAT の取り扱いです。

a. 決済システムサービス

- 電子マネーの発行者が請求する管理費やカード価格を含む手数料、コミッション、加盟店割引率、その他の報酬に対して VAT が課されます。
- ボーナスポイント、トップアップポイント、リワードポイント、ロイヤリティポイントなど、電子マネーや電子財布に保管される金銭そのものは、VAT の対象ではありません。
- 清算計算による最終的な決済額や、決済システムを通じて送金される資金額も VAT の対象には含まれません。
- 当座預金、定期預金、譲渡性預金、普通預金、その他類似商品の同一銀行内での資金移動サービスは、VAT が免除されます。

b. 投資決済

- 投資決済業者が受け取る手数料、コミッション、その他の報酬に対して VAT が課されます。

c. 資本調達

- 資本調達の提供者が受け取る手数料、コミッション、その他の報酬に対して VAT が課されます。資本調達の提供者には、資本クラウドファンディングの提供者も含まれます。
- 資金提供者が資本クラウド式のクラウドファンディングの提供者を通じて株式発行者に提供する資金調達または融資サービスは、VAT が免除される金融サービスに該当します。
- 資本クラウドファンディングの提供者が提供する電子チャネルを通じて資金提供者に引き渡される株式およびその他の金融商品は、VAT の対象外の有価証券に該当します。
- 資本調達提供者は、小売業者（Pedagang Eceran）制度に基づき、これらのサービスの提供について VAT インボイスを発行することができます。

d. P2P レンディング

- P2P レンディング提供者が受領する利子スプレッドを含む、手数料、コミッション、その他の報酬には VAT が課されます。
- P2P レンディング提供者が提供するチャネルを通じて金融業者が債務者に提供する資金調達、融資、または融資サービスは、VAT が免除される金融サービスに該当します。
- P2P レンディング提供者は、小売業者（Pedagang Eceran）制度に基づき、これらのサービスの提供に対して VAT インボイスを発行することができます。

e. 投資管理

- 投資運用業者が受領する手数料、コミッション、その他の報酬には、VAT が課されます。

- 投資マネージャーが提供するチャネルを通じて、金融業者が株式またはその他の金融商品の発行者に提供する資金調達サービスは、VATが免除される金融サービスに該当します。
  - 上記の株式およびその他の金融商品は、VATが課されない有価証券に該当します。
- f. オンライン保険商品
- オンライン保険商品の提供者が受領する手数料、コミッション、その他の報酬には、VATが課されます。
  - 保険会社が提供するオンライン保険サービスは、VATが免除される金融サービスに該当します。
- g. 市場サポート
- 市場サポートサービス提供者が受領する手数料、コミッション、その他の報酬には、VATが課されます。
  - このサービスには、商品情報の提供や金融サービスの比較データが含まれます。
- h. デジタルファイナンスサポート、その他金融サービス
- サービス提供者が受領する手数料、コミッション、その他の報酬に対してVATが課されます。
  - 本サービスには、エコ・クラウドファンディング、イスラム式デジタル金融、ewaqf、e-zakat、ロボアドバイザー、クレジットスコアリング、インボイス取引、バウチャー・トークン、アプリケーションベースのブロックチェーンの提供が含まれます。

## Your PwC Indonesia Contacts:

**Abdullah Azis**  
[abdullah.azis@pwc.com](mailto:abdullah.azis@pwc.com)

**Hasan Chandra**  
[hasan.chandra@pwc.com](mailto:hasan.chandra@pwc.com)

**Runi Tusita**  
[runi.tusita@pwc.com](mailto:runi.tusita@pwc.com)

**Adi Poernomo**  
[adi.poernomo@pwc.com](mailto:adi.poernomo@pwc.com)

**Hendra Lie**  
[hendra.lie@pwc.com](mailto:hendra.lie@pwc.com)

**Ryuji Sugawara**  
[ryuji.sugawara@pwc.com](mailto:ryuji.sugawara@pwc.com)

**Adi Pratikto**  
[adi.pratikto@pwc.com](mailto:adi.pratikto@pwc.com)

**Hisni Jesica**  
[hisni.jesica@pwc.com](mailto:hisni.jesica@pwc.com)

**Soeryo Adjie**  
[soeryo.adjie@pwc.com](mailto:soeryo.adjie@pwc.com)

**Alexander Lukito**  
[alexander.lukito@pwc.com](mailto:alexander.lukito@pwc.com)

**Hyang Augustiana**  
[hyang.augustiana@pwc.com](mailto:hyang.augustiana@pwc.com)

**Sujadi Lee**  
[sujadi.lee@pwc.com](mailto:sujadi.lee@pwc.com)

**Ali Widodo**  
[ali.widodo@pwc.com](mailto:ali.widodo@pwc.com)

**Kianwei Chong**  
[kianwei.chong@pwc.com](mailto:kianwei.chong@pwc.com)

**Sukma Alam**  
[sukma.alam-c@pwc.com](mailto:sukma.alam-c@pwc.com)

**Amit Sharma**  
[amit.xz.sharma@pwc.com](mailto:amit.xz.sharma@pwc.com)

**Lukman Budiman**  
[lukman.budiman@pwc.com](mailto:lukman.budiman@pwc.com)

**Surendro Supriyadi**  
[surendro.supriyadi-c@pwc.com](mailto:surendro.supriyadi-c@pwc.com)

**Andrias Hendrik**  
[andrias.hendrik@pwc.com](mailto:andrias.hendrik@pwc.com)

**Mardianto**  
[mardianto.mardianto@pwc.com](mailto:mardianto.mardianto@pwc.com)

**Susetiyo Putranto**  
[susetiyo.putranto@pwc.com](mailto:susetiyo.putranto@pwc.com)

**Anton Manik**  
[anton.a.manik@pwc.com](mailto:anton.a.manik@pwc.com)

**Margie Margaret**  
[margie.margaret@pwc.com](mailto:margie.margaret@pwc.com)

**Sutrisno Ali**  
[sutrisno.ali@pwc.com](mailto:sutrisno.ali@pwc.com)

**Antonius Sanyojaya**  
[antonius.sanyojaya@pwc.com](mailto:antonius.sanyojaya@pwc.com)

**Marlina Kamal**  
[marlina.kamal@pwc.com](mailto:marlina.kamal@pwc.com)

**Suyanti Halim**  
[suyanti.halim@pwc.com](mailto:suyanti.halim@pwc.com)

**Avinash Rao**  
[a.rao@pwc.com](mailto:a.rao@pwc.com)

**Nicholas Sugito**  
[nicholas.sugito@pwc.com](mailto:nicholas.sugito@pwc.com)

**Tim Watson**  
[tim.robert.watson@pwc.com](mailto:tim.robert.watson@pwc.com)

**Ay Tjhing Phan**  
[ay.tjhing.phan@pwc.com](mailto:ay.tjhing.phan@pwc.com)

**Nikolas Handradjid**  
[nikolas.handradjid@pwc.com](mailto:nikolas.handradjid@pwc.com)

**Tjen She Siung**  
[tjen.she.siung@pwc.com](mailto:tjen.she.siung@pwc.com)

**Brian Arnold**  
[brian.arnold@pwc.com](mailto:brian.arnold@pwc.com)

**Oki Octabiyanto**  
[oki.octabiyanto@pwc.com](mailto:oki.octabiyanto@pwc.com)

**Turino Suyatman**  
[turino.suyatman@pwc.com](mailto:turino.suyatman@pwc.com)

**Dexter Pagayonan**  
[dexter.pagayonan@pwc.com](mailto:dexter.pagayonan@pwc.com)

**Omar Abdulkadir**  
[omar.abdulkadir@pwc.com](mailto:omar.abdulkadir@pwc.com)

**Yessy Anggraini**  
[yessy.anggraini@pwc.com](mailto:yessy.anggraini@pwc.com)

**Enna Budiman**  
[enna.budiman@pwc.com](mailto:enna.budiman@pwc.com)

**Otto Sumaryoto**  
[otto.sumaryoto@pwc.com](mailto:otto.sumaryoto@pwc.com)

**Yuliana Kurniadjaja**  
[yuliana.kurniadjaja@pwc.com](mailto:yuliana.kurniadjaja@pwc.com)

**Gadis Nurhidayah**  
[gadis.nurhidayah@pwc.com](mailto:gadis.nurhidayah@pwc.com)

**Peter Hohtoulas**  
[peter.hohtoulas@pwc.com](mailto:peter.hohtoulas@pwc.com)

**Yunita Wahadaniah**  
[yunita.wahadaniah@pwc.com](mailto:yunita.wahadaniah@pwc.com)

**Gerardus Mahendra**  
[gerardus.mahendra@pwc.com](mailto:gerardus.mahendra@pwc.com)

**Raemon Utama**  
[raemon.utama@pwc.com](mailto:raemon.utama@pwc.com)

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)



PwC Indonesia



@PwC\_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [id\\_contactus@pwc.com](mailto:id_contactus@pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2022 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.